

第2回茅野市空家等対策協議会次第

日時 令和7年3月14日(金)
午後3時00分～午後4時30分
場所 市役所 7F 705会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議事項

(1)協議会等の会議の公開について 【資料1】

(2)令和6年度茅野市空家等対策事業について(報告)

- ・空き家なんでも相談会・ミニセミナー実績報告 【資料2】
- ・茅野市空き家対策促進事業補助金事業の実績報告 【資料3】
- ・第1回茅野市空き家物件見学ツアー実施報告 【資料4】
- ・茅野市空き家バンク開設報告 【資料5】
- ・管理不全空き家の今後の課題等について 【資料6】

(3)令和7年度茅野市空家等対策事業取組計画について

- ・茅野市空家等対策促進事業補助金について 【資料7】
- ・茅野市空き家バンクの運営について 【資料8】
- ・空き家マッチング事業について

4 その他

- ・任期満了に伴う次期委員の選出について

5 閉会

審議会等の会議の公開について

I 審議会等の公開の理由

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現するため、「茅野市審議会等の会議の公開に関する要綱」を定め、平成22年度から、審議会等の会議の一般への公開及び会議録の公開を実施しています。

II 審議会等の公開に関する基準等

審議会等の公開に関する基準等については、以下のとおりとします。

1 対象とする会議（要綱第2条）

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（法律又は条例の定めるところにより設置された審査会、審議会等）

（例）茅野市情報公開・個人情報保護審査会、茅野市特別職報酬等審議会、茅野市都市計画審議会、茅野市環境審議会、茅野市空家等対策協議会など

2 会議公開の原則（要綱第3条）

審議会等の会議は、原則として公開とします。ただし、法令等により公開することができない場合、茅野市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項の審議等を行う場合、会議の公開が公正かつ円滑な議事運営に支障を生じる場合については、非公開とすることができます。（具体的には、III 審議会等を非公開とする基準を参照。）

また、審議会等の会議を公開とするか、非公開とするかは、当該審議会等において検討し、決定します。（要綱第4条）

3 会議開催の事前公表（要綱第5条）

会議を開催するにあたり、その開催日時、開催場所、議題等を事前に公表するものとします。公表の方法は、茅野市役所掲示板への掲示及びホームページへの掲載とします。

4 公開の方法等（要綱第6条）

会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとします。傍聴に定員を設ける場合は、原則として先着順に傍聴を認めるものとします。

5 会議録の作成等（要綱第11条）

会議終了後、速やかに会議録を作成し、一般に公表することとします。公表の方法としては、ホームページへの掲載、担当課における閲覧とします。

なお、会議録の公開の前に、会議録を審議会等の委員に送付し内容の確認を行います。

6 運用状況の報告及び公表（要綱第13条）

1年に1回、会議公開の運用状況を取りまとめ、公表するものとします。

III 審議会等を非公開とする基準

1 法令等の規定により会議を公開することができないと認められる場合 （要綱第3条第1号）

（例）公平委員会における口頭審理の非公開（人事院規則第30条第3項）など

2 茅野市情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当する事項の審議等を行う場合

(要綱第3条第2号)

- (1) 法令の規定により明らかに公開することができない情報
(例) 公判開廷前の訴訟に関する情報(刑事訴訟法第47条)、児童相談所において相談、調査等をしたことにより知りえた情報(児童福祉法第61条)など
- (2) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの
(例) 戸籍等に関する情報(氏名、性別、生年月日等)、経歴に関する情報(学歴、職歴等)、心身に関する情報(障害程度等)、能力・成績等に関する情報(学業成績、勤務成績等)、財産・収入状況に関する情報(資産状況等)、思想・信条に関する情報(信仰、宗教等)など
- (3) 法人その他の団体に関する情報等で公開することにより法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの
(例) 生産・技術等に関する情報(製造工程、原材料の種類・使用量等)、事業活動・営業活動等に関する情報(取引先、受注経路等)、社会的信用を損なうと認められる情報(法人等に対する評価に関する情報等)、経理・人事・労務等内部管理に関する情報(従業員名簿、採用状況等)など
- (4) 国又は地方公共団体からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあるもの
(例) 国等が公表するまで公表してはならないとされている情報(国等の計画素案、国等の用地処分案等)など
- (5) 市の内部等における審議、調査等に関する情報で、公開することにより当該審議、調査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
(例) 未成熟な情報であって、市民に不正確な理解や誤解を与える恐れのある情報、公開することにより、情報提供者との信頼関係を損なうなど以後の資料収集を著しく困難にする情報など
- (6) 市等の事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
(例) 公開することにより当該事務事業を実施する目的が失われる恐れのある情報(実施前の試験問題、検査等の計画に関する情報等)、公開することにより反復・継続する同種の事務事業の公正かつ円滑な執行を著しく困難にさせるおそれのある情報(入札実施前の予定価格、過去の損失補償等に関する情報等)など
- (7) 人の生命、身体及び財産の保護等公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報
(例) 犯罪の捜査、予防等のため公開しない情報など

3 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合(要綱第3条第3号)

- (例) ・会議開催の阻止や審議への介入などの障害が現実のものとして存在するか、そのような危険が予測される場合
- ・審議会等の委員や関係者の生命、身体及び財産に損害が及ぶおそれがある場合
 - ・傍聴者からのヤジ等により、審議会等の委員の自由な発言ができないおそれがある場合
 - ・公開することにより審議する事務事業の実施の目的を失わせるような場合

令和6年度 空き家なんでも相談会実施状況

R7.2.28現在

日時	開催場所	相談件数	相談員数(人)	時間
令和6年4月18日(木)	議会棟1階大会議室	3	4	13時30分～15時20分
令和6年5月16日(木)	議会棟1階大会議室	4	3	13時30分～15時20分
令和6年6月20日(木)	議会棟1階大会議室	5	3	14時50分～16時
令和6年7月18日(木)	議会棟1階大会議室	5	3	13時30分～15時20分
令和6年8月22日(木)	議会棟1階大会議室	3	1	13時30分～15時20分
令和6年9月19日(木)	議会棟1階大会議室	6	4	13時30分～15時20分
令和6年10月17日(木)	8階 大ホール	2	2	14時50分～16時
令和6年11月21日(木)	議会棟1階大会議室	7	6	13時30分～15時20分
令和6年12月19日(木)	議会棟1階大会議室	5	7	13時30分～15時20分
令和7年1月24日(金)	602会議室	1	2	13時30分～15時20分
令和7年2月20日(木)	8階大ホール	0	0	14時50分～16時
令和7年3月21日(金)	議会棟1階大会議室	3	2	3月分は予定数字
計		44	37	

令和6年度空き家ミニセミナー実施状況

日時	開催場所	聴講者数	講師	内容(タイトル)
令和6年6月20日(木)	議会棟1階大会議室	45	宮坂 佐知子さん	中古住宅の落とし穴
令和6年10月17日(木)	8階大ホール	46	松山 慎司さん	家財処分の豆知識
			両角 智男さん	実例から見る最新リフォーム事情
令和7年2月20日(木)	8階大ホール	20	久村 周一さん	いま必要とされる既存住宅
計		111		

参考

令和5年度 11回 相談件数 計36件

令和4年度 9回 相談件数 計18件

令和3年度 5回 相談件数 計8件

令和2年度 5回 相談件数 計11件

令和元年度 2回 相談件数 計15件

令和6年度 茅野市空き家対策促進事業補助金集計表

(R7.2/28現在)

補助金種別	件数	事業費(円)	補助金額(円) 予算額500万円	用途	補助金額要綱
改修工事	10 (29.4%)	39,318,804	2,343,000	居住・営業	補助対象経費の10% 上限25万円
家財処分	15 (44.1%)	5,445,642	1,339,000	売却・賃貸	対象経費の50% 上限10万円
解体工事	9 (26.5%)	13,170,000	1,248,000	—	対象経費の10% 上限20万円
合計	34	57,934,446	4,930,000		

申請者居住地 市内 16人、市外 9人、県外 9人

第1回茅野市空き家物件見学ツアー 概要

日 時 令和6年11月9日(土)
 参加人数 見学者 12組(19名)
 案内者 不動産業者、笹原観光まちづくり協議会、建築設計業者
 担当課 都市計画課住宅係、移住交流推進室

【物件1】

所 在 茅野市米沢(北大塩)
 敷地面積 1,030㎡(311.57坪)
 建物構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床面積 1階106.24㎡ 2階37.26㎡
 建築年月 昭和58年10月
 その他 6DK



建築士からリフォーム等について方法や工事費等について説明

【物件2】

所 在 茅野市米沢(塩沢)
 敷地面積 347.63㎡(105.15坪)
 建物構造 木造瓦葺2階建
 床面積 144.06㎡(43.57坪)
 建築年月 平成5年9月
 その他 5DKS



【物件3】

所 在 茅野市湖東(笹原)
 敷地面積 400㎡(121坪)
 建物構造 木造平屋建
 床面積 115.04㎡(34.79坪)
 その他 蔵付古民家



【物件4】

所 在
敷地面積
建物構造
床 面 積
そ の 他

茅野市湖東(笹原)
369.57 m²(111.79 坪)
木造平屋建
85.95 m²(25.99 坪)



【その他】

茅野市湖東笹原地区にて下記事項も行いました。

- ・2拠点生活者様からの体験談ヒアリング
- ・移住者様の宅内見学と体験談ヒアリング
- ・笹原観光まちづくり協議会から地域の歴史、特色及び空き家活用の取組みなどをヒアリング



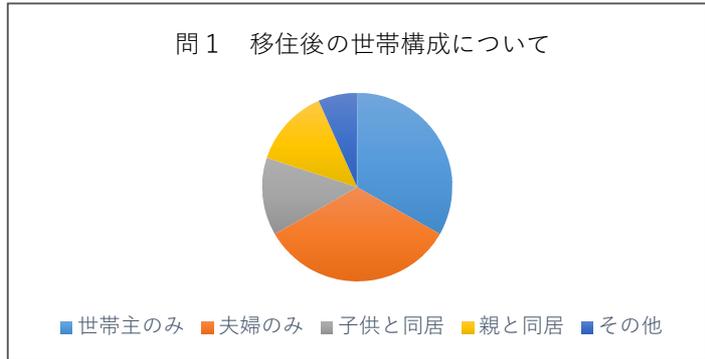
第1回茅野市空き家物件見学ツアー アンケート調査集計表

実施日：令和6年11月9日

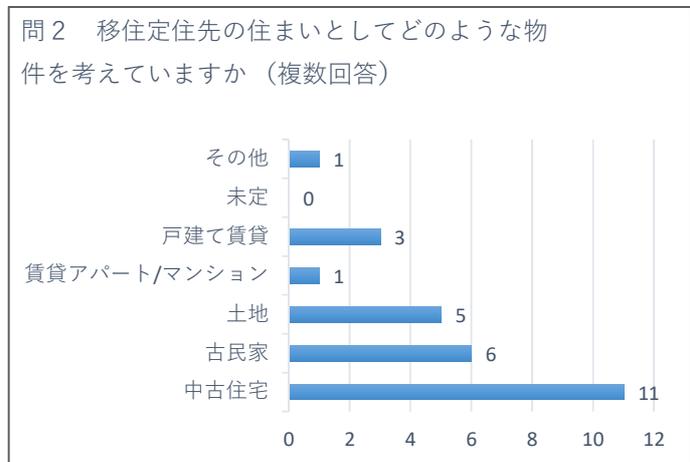
見学者数 12組19名

*「複数回答可」以外の設問についても複数回答をされている方がいるため、参加組数とデータの数は一致していません

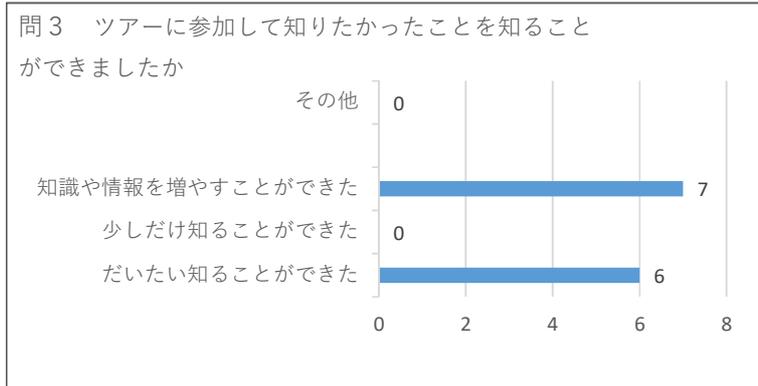
問1 移住後の世帯構成について	
世帯主のみ	5
夫婦のみ	5
子供と同居	2
親と同居	2
その他	1



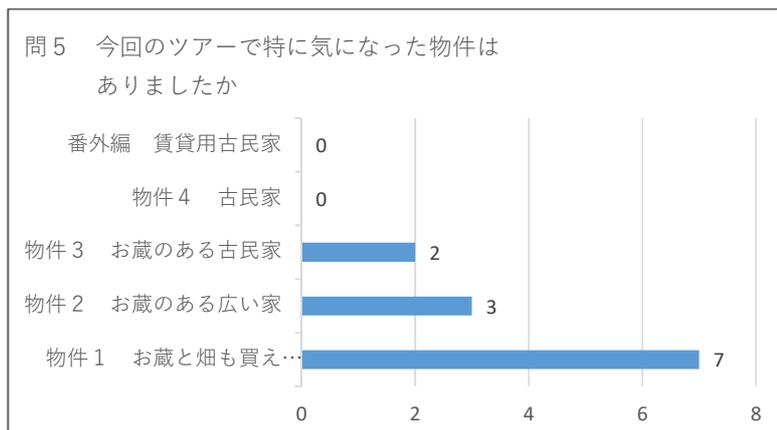
問2 移住定住先の住まいとしてどのような物件を考えていますか（複数回答）	
中古住宅	11
古民家	6
土地	5
賃貸アパート/マンション	1
戸建て賃貸	3
未定	0
その他	1



問3 ツアーに参加して知りたかったことを知ることができましたか	
だいたい知ることができた	6
少しだけ知ることができた	0
知識や情報を増やすことができた	7
その他	0



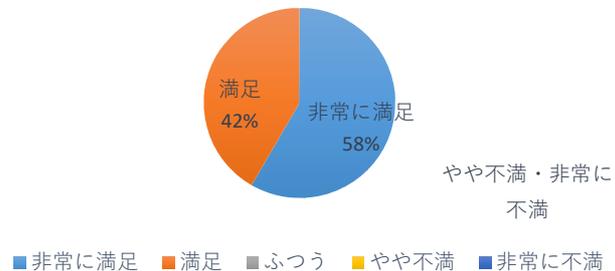
問5 今回のツアーで特に気になった物件はありましたか	
物件1 お蔵と畑も買える家	7
物件2 お蔵のある広い家	3
物件3 お蔵のある古民家	2
物件4 古民家	0
番外編 賃貸用古民家	0



問6 今回のツアーの満足度について教えてください

非常に満足	7
満足	5
ふつう	0
やや不満	0
非常に不満	0

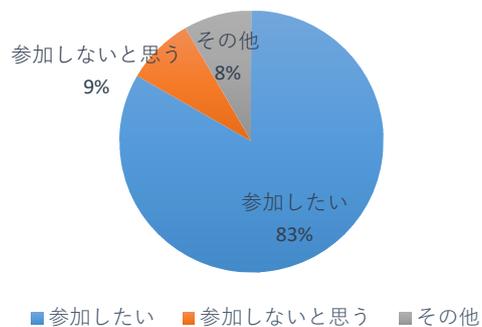
問6 今回のツアーの満足度について教えてください



問7 今後も空き家物件見学ツアーに参加したいと思いますか

参加したい	10
参加しないと思う	1
その他	1

問7 今後も空き家物件見学ツアーに参加したいと思いますか



問8 今回の物件見学ツアー全体に関するご意見・ご感想がありましたらご記入ください

- ・床下のつくりを見て家のチェック方法などがわかって良かったです。リフォームの勉強になりました。
- ・実際に移住した方のお宅を見れたことは参考になり、イメージが湧きました。
- ・リノベーションの料金表で現実を知ることができた。
- ・笹原地区を詳細に回れて、とても興味が出ました。
- ・すごく現実的なツアーで参加できて良かったです。
- ・是非次回も参加したいです。
- ・いろいろなタイプの物件を紹介いただき良かったです。
- ・リフォーム代の見積もり資料が非常に参考になった。
- ・不動産・工務店の方々の話もっと聞けたら良かったです。
- ・古民家や中古住宅の見方、ポイント、値段など良い点悪い点など現実的な話も興味があります。
- ・リノベーション後の感じが見れて良かった。
- ・資料が多くて良かったです。
- ・土地のみや解体前提の空き家付の土地を見てみたいです。

空き家所有者の方へ

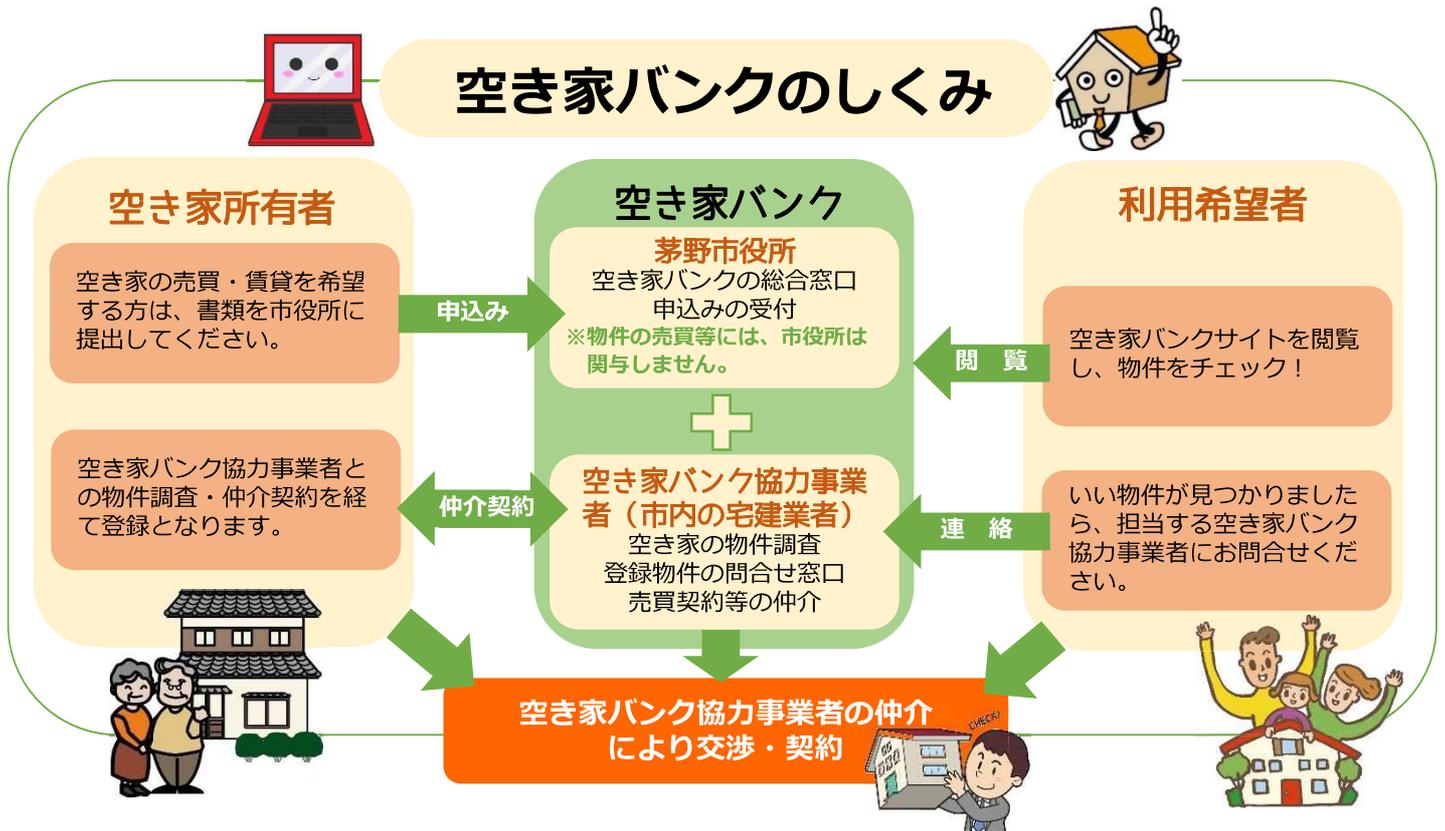
茅野市空き家バンク に登録しませんか？

<https://chino-akiyabank.jp/>

空き家
バンク
とは

空き家を売りたい方や貸したい方に物件情報を登録していただき、空き家を買いたい方や借りたい方にインターネット上で情報提供する制度です。
茅野市内に空き家をお持ちの方は、「うちの空き家は価値がないかも？」と思われても、まずはお申込みください。

空き家バンクのしくみ



空き家バンク協力事業者が仲介できない場合でも、
利用希望者との直接契約を支援する空き家マッチング制度もあります。

空き家バンク登録のメリット

- 1 市役所が運営する空き家バンクサイトにより市民はもちろん、県外の移住希望者へも広く物件を紹介！
- 2 市役所が登録した空き家バンク協力事業者の仲介により安心安全な取引が実施できます。
- 3 空き家改修等の補助金が見込める可能性があります。

空き家
利用希望者
の声

古く懐かしい古民家で、
見た目は傷んでいても、
自分でDIYし生き返ら
せたい。

大規模なリフォーム
無しにすぐ移り住め
るような家を探して
います。

集落的な雰囲気、
田畑や山が目に入り、
祭りや行事をご近所
さんと楽しくできる
ところに住みたい。

申込み・問合せ先：茅野市役所 都市計画課 住宅係 TEL.0266-72-2101（内線538）

住所：〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1

E-mail：toshikeikaku@city.chino.lg.jp

詳しい内容や申請書類は
こちらからご覧ください⇒



No.	登録番号	商号	代表者氏名	担当者
1	j0001	株式会社エルハウス	池原 純一	松下 龍市
2	j0002	蓼科不動産	赤堀 高利	赤堀 高利
3	j0003	株式会社マルユウ	渡邊 新	渡邊 新
4	j0004	株式会社アールベース	代表取締役 立木亮太	立木 亮太
5	j0005	株式会社篠原不動産	代表取締役 篠原敏	篠原 竜馬
6	j0006	株式会社サンケイ	代表取締役 相澤伸	堀内 龍信
7	j0007	長野総合株式会社	代表取締役 小平守	小平 守
8	j0008	蓼科グリーンビュー開発株式会社	代表取締役 朝倉寿美子	朝倉 寿美子
9	j0009	株式会社プリスライフ	両角 智男	両角 泰治
10	j0010	株式会社アパートセンター茅野	代表取締役 矢崎文子	脇坂 昇治
11	j0011	株式会社宮沢工務店	代表取締役 宮沢義仁	宮沢 義仁
12	j0012	信州土地建物株式会社	伊東 信二	伊東 信二
13	j0013	株式会社萬屋	代表取締役 両角陽一郎	両角 陽一郎
14	j0014	諏訪不動産株式会社	代表取締役 矢崎智義	矢崎 健太郎
15	j0015	蓼科企画	代表取締役 西村英一	西村 英一

管理不全空き家の今後の課題等について

茅野市では空き家の現況調査を令和4年度に実施し、別荘地を除く戸建て住宅については936件の空き家を外観目視により確認し、建物老朽度及び敷地の管理状況を一定の基準のもとで4段階(A～D)に分類しました。

今年度は空き家の利活用と併せて空き家の解消に向けて、特に老朽化が著しいDランクに属する空き家が近い将来「管理不全空家等」になることを想定し、所有者及び管理者に住宅用地固定資産税の課税特例解除を明示した文書※を発送し、処分及び解体に向けた対応を促しました。

Dランクに該当する物件数は100件を数えますが、その内下記に該当する建物は一旦除外し、54件の空き家に対して通知を発送しました。

発送除外とした項目

- ① 倉庫等として日常的に利用しているもの
- ② 隣接地等に所有者及び管理者が居住し、日常的に管理されている空き家
- ③ 宛先が不明な空き家(所有者不存在)
- ④ R4調査において判定された事項に疑義があるもの

※抜粋

「管理不全空家等」に認定された空き家については、住宅が存する敷地の固定資産税に適用されている軽減措置が解除になり、該当敷地に係る税額が最大で現行の6倍となるように昨年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正されました。

Dランク空き家の例



この結果、所有者等から相談件数及び問い合わせ等が10件以上あり、今後の対応を促す上では効果的なものとなりました。一方で下記事例に示すような案件において、職員の時間と労力がかかなりの割合で費やされている。今後、個人の案件に対して行政の発信はどこまで受け止め、今後のフォローや追跡などをどこまで行っていくべきか課題が残る。

管理不全空き家における主な取組み及び課題事例

【事例1】相続人不存在による物件

相続人が全員権利放棄を行っているため、土地建物の管理が何もされていない状況。購入及び修繕したくとも所有者が不存在の為、財産管理制度(別紙資料)を利用して地方裁判所、家庭裁判所に申立てを行うしかない。

【事例2】相続登記が未了な物件

管理が不全な空き家として近隣が困っているが、相続人が高齢及び遠方のためその対応が進まず、職員が現地まで赴いて対応した。

登記未了のまま長期間が経過し、相続人が多人数となり手続きが難しくなっているもの。相続人代表者を定めていただき、相続手続きをしてもらうための説得等。

【事例3】所有者の所在が不明な物件

所有者は空き家に住民登録はしてあるものの、居住の確認ができず、建物内はゴミの山となっており、連絡先および所在が不明なもの。

【事例4】敷地内の草木が管理されていないもの。

所有者及び管理者が遠方かつ高齢の為、敷地内の草木等が繁茂し、近隣に支障をきたしている苦情が寄せられる。個人及び区から苦情をいただくが、所有者には都度文書にて通知するも反応がなく、個々に架電するも通じない。連絡がつけば、市が見積りを業者に依頼し具体的な金額を所有者に提示している。

空き家所有者向け

空き家に関する補助制度のご案内

増加傾向にある空き家の解消のため、空き家対策となる補助金を開始します。

空き家とは？

ここで言う「空き家」とは、茅野市内にある居住用の戸建て住宅であって、居住その他の使用がなされていない状態が補助金申請時において1年以上であるものをいいます。

◇補助金のメニューは以下の3種類になります。◇

補助金の種類	改修事業	家財等処分事業	解体事業
内容	空き家の利活用を促進するため、100万円以上の空き家の改修工事について補助します。	空き家の利活用や解体工事に必要な住宅内の家財道具等の処分に要する経費について補助します。	築年数が経過し、利活用が難しい空き家について、その解体費用を補助します。
対象者	①・②のいずれかに該当する個人。 ①1年以上未使用の空き家の所有者で、その空き家を居住、事業に使用、売却または賃貸する意思のある方 ※所有して1年以内の方も対象となります。 ②1年以上未使用の空き家に賃貸により居住し始め1年以内の方で、所有者の同意を得た方	1年以上未使用の空き家の個人の所有者であって、その空き家を居住、事業に使用、売却、賃貸または解体する意思のある方 ※所有して1年以内の方も対象となります。	①・②の全てに該当する空き家を所有する個人。 ①茅野市内にある建築から30年が経過した1年以上未使用の空き家。 ②生活の本拠として使用された（住所が置かれていた）空き家。 ※セカンドハウス・別荘としてのみ利用の住宅は対象外です。
条件	●茅野市内の事業者が実施する建物本体の改修工事 ●床、壁又は天井のいずれにも固定されない電化製品等の設置や部品交換の工事、または太陽光発電等設備設置工事は除く。 ※対象工事については、担当課にご確認願います。 ●茅野市景観づくり条例に適合する工事 ●空き家を利活用することが条件になります。	●茅野市内の一般廃棄物処理業の許可を受けた事業者が実施する家財等処分。 ●家財道具等の処分で認められるのは、電化製品、家具、食器、その他の家財等の処分になります。 ※対象となる家財道具等については、担当課にご確認願います。 ●空き家を利活用するか、解体することが条件になります。	●茅野市内の解体工事業の許可や登録を受けた事業者が実施する解体工事。 ●空き家を全て解体し撤去し更地にするもの（例外もあります。） ●空き家に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は対象となりません。
補助金額	補助対象経費の10% 上限25万円	補助対象経費の50% 上限10万円	補助対象経費の10% 上限20万円

空き家バンクに登録するための改修・家財等処分もOK！

◇三事業共通のチェック事項◇

- 空き家は居住用の戸建て住宅であって、空き店舗・空き事務所等ではない。（併用住宅は可）
- 茅野市の市税を滞納していないこと。
- 補助金交付決定前に事業に着手しておらず、交付決定後に着手すること。
- 令和8年3月31日までに事業が完了すること。
- この制度のほかに、国、県や市の補助制度を受けていないこと。

◇この補助金のポイント◇

ポイント1	ポイント2	ポイント3
<p>改修と家財等処分、家財等処分と解体については同時に申請いただけます！</p> <p>例：空き家を売却するために、残置された家財等を処分したのち、リフォームを行った。 改修最大25万円+家財等処分最大10万円＝最大35万円の補助</p>	<p>移住者などで、もともと空き家だった住宅を購入して1年以内の方も、改修・家財等処分事業の対象となります！</p>	<p>もともとが居住用の建物であった場合に、事業用に改修する場合にも対象となります！</p>

◇申請方法◇

以下の書類を添えて、申請先もしくは郵送にて申請書を提出してください。

添付書類一覧		
改修事業	家財等処分事業	解体事業
<p>●補助対象空き家が所在する土地の位置図</p>		
<p>●市税(国民健康保険税を含む。)の納税証明書</p>		
<p>●所有者の確認ができる書面(建物全部事項証明書、固定資産評価証明書、不動産売買契約書の写し等)</p>		
<p>●相続登記が済んでいない場合には、相続人等が確認できる書類(戸籍謄本等)及びその全員の同意が確認できる書類</p>		
<p>●共有名義あるいは相続人が複数いる場合には、その全員の同意が確認できる書面</p>		
<p>●事業に係る請負契約書等又は見積書の写し</p>		
<p>●事業の概要が分かる平面図等</p>	<p>●事業に着手する前の当該処分物等の写真</p>	<p>●事業に着手する前の空き家及び同一敷地の全景の写真</p>
<p>●事業に着手する前の当該工事箇所の写真</p>		
<p>●賃貸により居住している場合には、所有者の同意書</p>		

◇その他の注意事項◇

※上記の書類については、手数料がかかるものもあります。事前に補助対象となるか、別紙のチェックリストでご確認いただくほか、下記までよくご相談願います。

※申請書は、茅野市ホームページからダウンロードするか、下記窓口へご用命ください。

※改修事業を申請される方で、住宅の増築や、外壁や屋根の葺き替え・塗り替えなどをされる場合は、茅野市景観づくり条例に基づく届出が必要になります。この条例の中で、外壁や屋根で使用できる色の基準を定めていますので、担当係で確認をお願いします。(担当：都市計画課公園景観係)

申請・問合せ先：茅野市役所 都市計画課 住宅係 TEL0266-72-2101(内線538)

住所：〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1 E-mail toshikeikaku@city.chino.lg.jp

茅野市ホームページ <https://city.chino.lg.jp/soshiki/toshikeikaku/akiya-hojo.html>



QRコード

茅野市空き家バンクの運営について

1月下旬に開設した「茅野市空き家バンク」については、協力事業者 15 社による既存物件の登録約 20 件からはじまりましたが、現在は 25 件の登録があります。

そのうち4件は、12 月から市が空き家バンク登録の募集を開始したのちに申し込みを受け付け、協力事業者への調査依頼を経て媒介契約が成立したものを掲載しています。

こうした物件を今後増やしていくため、空き家の掘り起しに力を入れることで、バンクの充実をはかり、閲覧者を増やしていくという好循環を生み出していきたいと思います。

【空き家の掘り起しに向けた今後の取組】

- ・固定資産税納税通知書封筒への空き家バンクのご案内の掲載
- ・公共施設における空き家バンクチラシの配布
- ・広報ちのへの空き家特集掲載時の空き家バンクの広報(7月号を予定)

固定資産税納税通知書のご案内

空き家マッチング事業について

●空き家マッチング物件

空き家バンクについては、空き家バンク協力事業者(市内の宅建業者)の媒介による取引を基本としています。しかしながら、空き家の中には、立地、老朽度、その他の要因により協力事業者が取り扱えない物件も出てきています。そこで、そうした物件については、個人間での取引を前提として、市がマッチングを行う取組みを実施する予定です。

具体的には、空き家バンク登録を申請していただいたものの、協力事業者が取り扱えないと判断された場合、空き家所有者に再度、マッチング希望の申請を提出していただき、空き家バンクサイトの「マッチング物件」として掲載します。

マッチング物件の利用希望者は、当該空き家の利用計画等を記載した申請を提出いただく中で、市が適当と認めたものについて、空き家所有者に繋ぐという仕組みとなっております。

●空き家物件見学ツアー

空き家バンク掲載物件を巡る空き家物件見学ツアーを実施する予定です。実際にいくつもの物件を内覧する機会を創出することで、成約に至らない空き家のマッチングに繋がります。